令和８年（フ）第５５５号
北九州市小倉北区城野団地１番2352号
破産者　西　　誠一
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６６８号
北九州市門司区大字畑2161番地１（ソシアⅡ番館303）、前住所福岡県行橋市北泉４丁目１番12号　アーバンフォレストＣ102
破産者　岩本　崇志
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８９号
長崎県佐世保市吉井町立石486番地３
破産者　森　　龍弥
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２２２号
鹿児島市東谷山６丁目33番18号　エレガンス大戸103号
破産者　姫城　知広
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７０６号
仙台市青葉区柏木１丁目５番１―505号
破産者　石川　章二
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８５０号
仙台市青葉区木町２番16号　メゾンミモザＶ―202
破産者　伊藤　夏織
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４号
茨城県北茨城市中郷町石岡1138番地５
破産者　加藤　亮汰
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第８６号
茨城県日立市神峰町４丁目15番５号　２Ｆ
破産者　佐藤　亮介
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第９２号
茨城県日立市砂沢町73番地の３
破産者　平澤　孝一
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第７３９号
埼玉県上尾市浅間台四丁目14番地14　レピュートかもがわ105
破産者　草野　文子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８４３号
代替住所Ａ（旧住所　神奈川県横浜市磯子区中原二丁目１番20―204号）
破産者　齋藤　夏海
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１４６号
埼玉県さいたま市緑区大字中野田843番地25、旧住所埼玉県川口市戸塚鋏町24番５号　ソルデンテ21　104号
破産者　大枝　明美
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１４７号
さいたま市緑区大字中野田843番地25、旧住所埼玉県川口市戸塚鋏町24番５号　ソルデンテ21　104号
破産者　大枝　正明
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２０９号
愛知県弥富市佐古木５丁目457番地１　昂３号館102、従前の住所愛知県弥富市佐古木６丁目224番地20
破産者　兼井　　愛
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３６号
愛知県豊橋市牟呂公文町１番地２　ラ・フォルティーエ301号室
破産者　染矢　智香
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１１２号
愛知県豊川市御油町後田３番地の２　御油住宅５棟104号
破産者　増田　泰久
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２２８号
愛媛県伊予郡砥部町宮内311番地
破産者　武田悠紀夫
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３７号
愛媛県松山市正円寺３丁目８番25号
破産者　髙橋　国治
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部